

もんじゅ廃炉！核燃料サイクルを止める全国集会 報告

もんじゅ訴訟を提起していなければ、もんじゅ廃炉はなかった！

もんじゅ廃炉から、核燃料サイクルの停止へ！

もんじゅ訴訟弁護団・新もんじゅ訴訟弁護団 海渡雄一

内容	
第1部 旧もんじゅ訴訟によって獲得された地平.....	1
第1 もんじゅと闘う体制の確立.....	1
第2 もんじゅの安全上のウィークポイントの発見と掘り下げ、そして川崎判決による画期的な勝訴へ.....	2
第3 原発訴訟における地震論争の先駆けとしてのもんじゅ訴訟.....	4
第4 原発訴訟における汚点として記憶されるべきもんじゅ最高裁逆転判決.....	5
第5 もんじゅ訴訟が闘われていなければ？.....	6
第2部 もんじゅを廃炉に追い込んだ力と今後の課題.....	6
第1 廃炉に至るプロット.....	6
第2 もんじゅ廃炉と残された問題.....	7
第3 廃炉に至る課題.....	8
第4 核燃料サイクル停止のために.....	8
参考文献.....	8



第1部 旧もんじゅ訴訟によって獲得された地平

第1 もんじゅと闘う体制の確立

1 もんじゅの問題と闘うための党派を超えた運動の組織化

地元住民と労働組合を結合した原告団が組織された。第1回口頭弁論で、磯辺甚三原告団長が「科学よ驕るなかれ」と意見陳述する。小木曾美和子事務局長の粘り強い活動が長期にわたる裁判を支えた。

2 もんじゅの問題と闘うための党派を超え、原子力技術に精通した弁護団の組織化

福井地元と東京の二元構成の弁護団を組織した。意見の一致しない課題については、ねばり強い討論を通じてコンセンサスを築き上げ、団結力の高い闘う弁護団ができた。高裁の審理で、最高裁の伊方判決の論理にもとづいて争点を絞り込んだことが、勝訴の要因となった。

3 もんじゅ安全問題についての専門家チームの組織化

提訴当初に協力を約束してくれたのは、高木先生だけであった。高木仁三郎著『プルトニウムの恐怖』は高速炉の危険性についての先駆的な業績である。原子力が国策であった時代に、他の専門家の助力を受けることは、極めて困難な作業であった。原発反対の意見を明らかにすることは、研究者にとって、キャリアの断念をも意味する、重大な決断であった。久米先生と小林先生は伊方原発訴訟の苦い経験から、訴訟に係わることに当初は消極的であった。小林圭二先生は、長い説得の末に協力して下さったが、炉心暴走事故と蒸気発生器伝熱管破損事故の掘り下げは、小林先生の偉大な業績である。久米三四郎先生は、1995

年ナトリウム漏洩事故の追及から、原告団弁護団に全面的に係わり、指導をしていただいた。石橋克彦先生は、高裁段階で陳述書を書き、進行協議でプレゼンをして下さった。原発の耐震性不足について、本格的な司法論争を巻き起こす先駆けとなった。これらの専門家の協力がなければ、我々がもんじゅ安全問題を理解し、裁判所に提出していくこともできなかった。

4 ナトリウム漏洩事故時には、闘う体制が整っていた



福井地裁で、行政訴訟と民事訴訟が並行して審理されているさなか、「もんじゅ」は、1994年4月5日に初臨界、1995年8月29日に初送電を達成したが、同年12月8日、40%出力プラント確認試験中、二次主冷却系ナトリウムの配管に取り付けられていた温度計のさや管が破損し、この破損部から配管室内に二次冷却材ナトリウム640±42Kgが約3時間40分にわたって漏えいして、漏えいしたナトリウムが空気中の酸素と反応しナトリウム火災を起こす事故が発生した。

後述するように、この事故の直後に我々は裁判所の現場検証を実現した。その結果、ライナーが溶融していたことがわかり、ナトリウム溶融塩反応の見落としという重大な安全審査の欠落を発見することにつながった。

以後「もんじゅ」は、後記第6・2平成22年（2010年）の炉心確認試験を除き、運転をしていない。

動燃は、当初、本件ナトリウム漏えい事故現場を撮影したビデオ映像の大部分を隠ぺいし、国に虚偽報告を行ったことで、刑事判決と行政処分を受けている。国民の動燃に対する不安感、不信感はいっそう高まった。

第2 もんじゅの安全上のウィークポイントの発見と掘り下げ、そして川崎判決による画期的な勝訴へ

1 ナトリウム漏洩時のナトリウム溶融塩反応の見落とし

ナトリウム漏れは火災につながりやすい。ナトリウムは、空気中で発火し、また水と爆発的に反応する。平成7年（1995年）12月、二次冷却材ナトリウム配管からナトリウムが漏れて火災となった。もんじゅ訴訟における事故現場の現場検証が実施され、事故現場の鋼鉄製床ライナーが損傷していることが確認された。

この床ライナーは、ナトリウム漏洩事故時にナトリウムが直接屋のコンクリートと接触することを防ぐための重大な機能を持っていた。ナトリウムがコンクリートと直接接触すればナトリウムとコンクリートに含まれている水分とが激しく反応し、いわゆるナトリウム・コンクリート反応が始まり、大量の水素が発生して爆発の危険があるだけでなく、脱水したコンクリートは強度を失い、コンクリートの崩壊をも招くとされているからである。

この床ライナーの損傷を再現し、その原因を確かめるために動燃は燃焼実験を実施した。1996年6月7日に行った燃焼実験IIでは、矩形のコンクリート製容器（容積約170立方メートル）の中で、3時間42分にわたり、ナトリウム約690キログラムを漏えいさせた（なお、本件ナトリウム漏えい事故において、漏えい時間は約3時間40分であると推定されており、漏えい量は640±42キログラムであると推定されている）。実験の結果漏えい部直下近傍の床ライナーには、大小5箇所の貫通孔（最大のものは28センチメートル×22センチメートル、最小のものは直径約1.5センチメートル）が確認され、開口部の周囲（約1平方メートルの範囲）もかなり減肉が進んでいた。ナトリウムがコンクリートと反応し、水素が発生して燃焼する様子が観察されたのである。

これらの燃焼実験について国が調査検討を行った結果、ナトリウム・鉄複合酸化物が生成されたことが確認され、また、いずれの実験でも鋼材は鉄の融点に至っておらず、化学反応による損傷であったことが確認された。高温のナトリウムが酸素や水と反応して生成したナトリウム化合物が鋼を腐食するメカニズムが進んでいたのである。これらの反応では鋼は融点（1400度）よりも、低い温度（600度）で腐食する。これを溶解塩反応という。

このような腐食現象は鉄鋼の精錬の分野では、よく知られていた知見であるが、この原子炉の安全審査の際には、見落とされ、鋼は融点にならなければ融解しないという前提ですべての安全審査がなされていた。このような安全審査の過程における重要事項に対する判断の欠落が許可処分の違法性を基礎づけると言えるかどうかがこの裁判における重大な争点となった。

この事故に対応して、動燃は配管用の温度計さやの設計変更と、ナトリウム火災の燃焼抑制と早期消火のため、ナトリウムドレーンの強化、燃焼抑制のための窒素封入などの措置を講ずることとした。

これらの内、配管用の温度計さやの設計変更は詳細設計段階の問題として、設計変更の申請はおこなわなかったが、ナトリウムを配管から排出させるドレーンの強化、燃焼抑制のための窒素封入の措置については、基本設計に係わると考え、動燃は2001年6月設計変更許可の申請をおこない、二審口頭弁論の終結後、高裁判決前である2002年12月にその許可を得た。この点が無効判断の第1のポイントであった。しかし、最高裁では、この点についても、設計の変更がなされたにもかかわらず、詳細設計に関する事項であり、基本設計の誤りではないという理由で許可の違法事由にあたらないと判断した。

2 核暴走の危険性



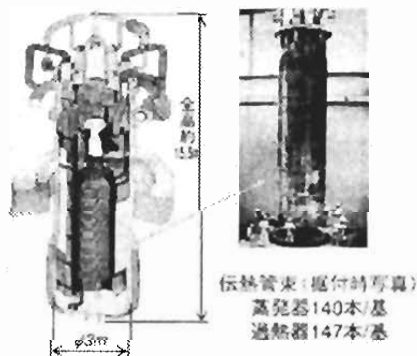
炉心の反応度の問題は高木氏の先駆的な指摘があったものの、設計基準事故を大幅に上回る解析結果が明るみにできたのは一番の終盤段階であった。

この報告書によれば、動燃がこのような組み合わせのケースについて解析したところ、保守側解析においては、機械的エネルギーの放出の可能性があるケースがあった。その中から機械的エネルギー放出の高いものを見てみると、平衡炉心の燃焼末期 (EOEC) におけるパラメータ解析では992MJ, 676MJ, 690MJ, 初装荷炉心の燃焼初期 (BOIC) におけるパラメータ解析では418MJというものがあ

った。これらはいずれも設計段階の審査の際の見積もり約380MJを超えるものであった。

これらの解析結果を私たちが知ることができたのは、全くの偶然の躰物であった。このレポートは「高速増殖原型炉『もんじゅ』HCDA解析」というタイトルで作成者は動力炉・核燃料開発事業団 大洗工学センターであり、昭和57年(1982年)3月作成、全体で284頁となっている。このレポートは原告代理人の1人が都内の古本屋で発見して3000円で買い求めたものである。レポートには「開示制限」という記載がなされ、裏表紙にはこの資料は、「特に限られた関係者だけに配布するものです。ついては供覧、複製、転載、引用等を絶対に行わないよう厳重に管理して下さい。」と記載されていた。この資料の配布を受けた研究者の誰かが、何かのおりに蔵書を一括して古本屋に売却したために、この資料が明るみに出ることになったのである。もんじゅ訴訟を提起していなければ、この報告書が私たち反対派が入手することはできなかったであろう。ここでも、訴訟の提起と訴訟の遂行そのものが隠された情報の発掘のための決定的な契機となったのである。

3 もんじゅ蒸気発生器における蒸気とナトリウム間の熱交換における技術的な困難性



もんじゅの蒸気発生器は、加圧水型の原子炉の蒸気発生器が蒸気と蒸気の間で熱交換するのに対して、液体ナトリウムと高温の蒸気の間で熱交換するという特徴があった。水とナトリウムが接触すれば、爆発的な反応が起きて、一本の破断が、一気に拡大することは、素人が考えてもわかる道理であった。

許可申請では、伝熱管4本の破断で破損伝播は収束するとされた。しかし、この設計基準事故設定については、明確な根拠が説明されておらず、原告はその誤りについては訴状から指摘していた。

イギリスPFRにおける伝熱管大量破壊事故が1987年に発生した。まず、この事実そのものが隠された。この事実は、匿名の技術者による原子力資料情報室通信に対す

る寄稿によって明らかになった。その事故原因について小林氏による国際的な調査がなされ、法廷の論争となっていた。小林氏は、国際学会での議論を注視し、この事故原因が高温ラプチャという特殊な反応によるものであることを突き止めた。

そして、一審の審理の終盤に小林氏の調査によって動燃によるSWAT-3 Run-16実験が明らかになった。この文書は、関連論文の注から小林氏が探し出し、福島みずほ議員から科学技術庁に資料要求して半年にわたる粘り強い交渉の末に、入手したものである。

Run-16実験は、動燃が1981年に行った伝熱管破損伝播試験である。この試験では、54本の配管のうち、実に25本が、高温ラプチャによって破損するという重大な結果となった。ところが、この設計基準事故を遙かに超える深刻な試験結果は、動燃によって完全に秘密にされ、国民に公表されなかっただけでなく、科学技術庁に情報提供(報告)がされたのは、1994年11月であり、原子力安全委員会に報告されたのは、1998年4月になってのことであった。

4 原発訴訟における金字塔としての名古屋高裁金沢支部川崎判決

これらの3つの論点について、裁判所は重大な違法性を認定し、2003年1月27日 名古屋高裁金沢支部(川崎和夫裁判長)は許可処分は無効を確認する住民側全面勝訴判決を下した。原発裁判の歴史の中ではじめて原告が勝利した瞬間であった。この日の感激は、今も薄れるところがない。私自身、この勝利があったからこそ、原発訴訟の苦しい闘いを今日まで続けてこられたと感ずる。訴訟を提起していたことにより、事故原因を温度計の設計ミスに矮小化することを許さず、もんじゅ全体の安全性全体の問題点に広げ、その後長期にわたって運転再開ができない状態に追い込んだのは、この川崎判決の力であった。

第3 原発訴訟における地震論争の先駆けとしてのもんじゅ訴訟

1 地震に弱いもんじゅ

新事実と新知見が続出している地震と耐震性の問題についても、問題は山積みである。もんじゅは軽水炉に比べて非常に高温で使用される。冷却材のナトリウムは水に比べて比熱が低く0.29である。ナトリウムはあたたまりやすく、冷えやすい。したがって、配管の厚みを厚くすると熱応力で配管が破断する危険性がある。このような高温対策が、原子炉の設計上の大きな要請となっている。軽水炉より太い大口径配管(約80cm)が、蛇のように曲げられて天井から吊されている。その配管の厚みは、わずか1cm強である。このように耐震安全性と高温対策には両立しがたいトレード・オフの関係がある。内圧が低いので配管の厚みを薄くしても問題ないと動燃は説明しているが、耐震性が低下していることは明らかであり、また配管の熱膨張・熱収縮のため配管の引き回しも著しく長くしなければならないのである。

2 もんじゅ訴訟における活断層・耐震安全性論争

高裁審理で耐震設計について原告らが強く主張したことの一つはもんじゅからわずか500メートルの距離に位置する白木-丹生リニアメントが活断層の可能性があるということがあった。しかし名古屋高裁金沢支部の判決は、「白木-丹生リニアメントは断層の活動によって形成された地形ではないと認めるのが相当である。」としてしまった。

また、原告らは、石橋克彦氏の説明に基づいて、「現在の知見によれば、地震現象の本体は、震源断層面のズレ破壊であり、活断層(地表地震断層)は、震源断層面の最上部が地表に達して出現したものでしかない。したがって、活断層があれば、その前後の地下深くに巨大な震源断層面を想定しなければならない。まして複数の断層が近傍にあれば、その地下には、複数の断層を跨ぐさらに巨大な震源断層面を想定しなければならないのは当然である。それにもかかわらず、本件許可処分においては、①本件原子炉施設の敷地北方の海底に存在する活断層及びその前後の延長線上の本件敷地直下を走ると思われる活断層から想定すべき巨大な震源断層面、②甲楽城断層とS1断層、山中断層、柳ヶ瀬断層系との間に想定すべき巨大な震源断層面、③S-21ないしS-27断層と野坂断層との間に想定すべき巨大な震源断層面を、いずれも想定していない。かかる巨大震源断層面がズレ破壊を起こせば、これに関係する活断層もすべて同時に活動することになるから、本件安全審査で想定した規模を上回る地震の発生が予想される。本件安全審査はかかる点を考慮しておらず、不合理である。」と主張していた。これに対しても、高裁判決は「巨大な震源断層面を想定するのは現実的ではなく、「本件安全審査において、かかる巨大震源断層面を想定しなかったとしても、それが不合理であるということはない。」と判示している。

その他、原告らは、耐震設計に用いられる断層長さから地震規模を導く松田式や、地震規模と震源距離から地震動の大きさを導く金井式が、平均的値を導くものでしかなく、誤差の大きな式だと主張したが、高裁判決は、この「誤差」に言及することもなく、単に「不正確性」の主張だと原告らの主張を要約するなどしたうえで、松田式、金井式は一般的に広く使用されているなどとして原告らの主張を排斥した。

このように、もんじゅ高裁判決はもんじゅ固有の安全性に関する論点については原告らの主張を3点について認めたが、他の原発に直接波及する可能性のある耐震安全性に関する論点については、原告らの主張を斥けた判決であった。

3 志賀地裁判決の骨格となった石橋克彦氏のもんじゅ訴訟における陳述

これに対して、志賀2号炉の原告勝訴判決（平成18年（2006年）3月24日）は旧耐震設計審査指針の問題点を石橋意見書（もんじゅ訴訟に証拠提出されたもの）などをもとに認定した判決であった。志賀原発の勝訴判決は金沢の弁護士らの努力とこれに応えた井戸裁判長による成果であるが、判決文を見る限り、もんじゅ訴訟における石橋証言なしには実現しなかったと考えることは公平な見方であると思う。

2007年7月16日の中越沖地震では、M6.8の中規模地震で、想定を遙かに上回る地震動が発生した。この地震によって国の安全審査における断層の調査、耐震設計が誤っていたことがますます明らかになった。また、旧耐震設計審査指針の耐震クラスの異なる建物のつなぎ目で多くの損傷が発生した。耐震クラス分けの考え方のもとで、このような事態を防止することは根本的に不可能であり、原発の耐震設計には重大な欠陥があったことが明確となっていたのである。

4 徐々に認められてきていた原告主張

「もんじゅ」の耐震安全性評価についても国は改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に基づいてバックチェック評価を実施した。活断層評価を見直し、新潟県中越沖地震の知見等も反映して基準地震動を見直したとしている。その結果、基準地震動を600ガル（水平方向最大加速度）から760ガルに引き上げ、これに基づき、原子炉建物、安全上重要な機能を有する施設、ナトリウムを内包する主要な設備等の耐震安全性評価の対象とすべき全施設の評価を実施し、耐震安全性が確保されていることを確認したとされている。これらの評価結果は、2010年2月に原子力安全・保安院に報告され、3月に原子力安全・保安院において当該報告に対する評価結果がまとめられている。また、同じく3月に原子力安全・保安院の評価結果について、原子力安全委員会でも妥当との確認が行われている¹。白木-丹生断層、C断層の2本の断層が走っていることなどが2008年3月の耐震バックチェック最終報告書において認められるようになった。

第4 原発訴訟における汚点として記憶されるべきもんじゅ最高裁逆転判決



国は高裁判決に対して、上告受理を申し立てた。平成17年（2005年）3月17日には最高裁が口頭弁論を開いた。平成17年（2005年）5月30日、最高裁第1小法廷は、原判決を破棄し、地裁判決を正当として住民側の請求を棄却する判決を下した（泉徳治 横尾和子 甲斐中辰夫 島田仁郎 才口千晴）²。

¹ 「高速増殖原型炉「もんじゅ」に関する名古屋高等裁判所金沢支部の判決に係る原子力安全の技術的論点について」平成15年3月26日原子力安全委員会決定

² 判例時報1909号8頁

ナトリウム溶融塩方腐食の防止のための措置は詳細設計の問題であり、基本設計に関する問題ではないとした。

蒸気発生器伝熱管破損事故に係る安全評価のための解析条件は、伝熱管破損伝播の機序として高温ラプチャ型破損ではなくウェステージ型破損が支配的であるという考え方を基に設定されたことを認めたものの、高温ラプチャ型破損の発生の抑止を期待することができる設計となっており（国の主張によっても、変更許可後の設計で対応したにもかかわらず）、現在の科学技術水準に照らしても、上記解析条件が不相当であったとはいえず、難しいとしたのである。

さらに、遷移過程の事象推移についての評価を欠くと解するのは相当でなく、上記安全審査における遷移過程についての評価に不合理な点はないとした。最大有効仕事量の解析を妥当なものとした原子力安全委員会の判断に不合理な点を見だし難いとした。

この最高裁判決は高裁の認定した事実関係の中の極めて重要な部分を落とし、また高裁判決で認定されていないことを付け加えて、原子力行政を救済した判決だった。しかも安全審査のなされていた1980年代前半の安全審査の欠落が、もんじゅ事故後の事故対策が立案された1990年代後半以降に安全審査と無関係に作られた動燃の解析によって救済されるという支離滅裂な論理に立っていた。我々は直ちに最高裁に再審を申し立てた。2005年12月16日最高裁第一小法廷は、我々の行っていた再審請求を棄却した。この判決を下したのは、なんと最高裁判決と同じ裁判官である。最高裁には他に二つの小法廷があるのに、同じ小法廷に配転し、同じ裁判官が回避もすることなく裁いたのである。このようなやり方は裁判の公正性を自己否定した態度であり、決定の内容にも全く理由がなく、私たちの提起した疑問に全く答えていないものであった。

第5 もんじゅ訴訟が闘われていなければ？

もし、もんじゅ訴訟が闘われていなければ、どうなっていたかを考えてみよう。

A ナトリウム漏れの事故は発生しただろう。しかし、訴訟をしていなければ事故直後に我々が事故現場に検証のために立ち入ることもできず、ライナーの損傷という重大事実もクローズアップすることができなかつたであろう。そうすれば、問題は温度計の設計の問題に押し込められ、ナトリウム溶融塩型腐食の問題は明らかになることなく、したがって、大規模な改造工事も行われぬままに、早期に運転を再開しただろう。

B 蒸気発生器の高温ラプチャ問題も、SWAT3-RUN16の存在などは秘密にされたまま、深く埋もれたままとなっていただろう。そして、蒸気発生器の設計改造などは計画もされなかつたであろう。

C 炉心崩壊事故の潜在的な危険性についても、動燃（当時）の秘密レポートは明らかになることなく、深く埋もれたままとなっていただろう。

私たちの訴訟は、高裁での勝訴判決を勝ち取るどころまでもんじゅを追いつめながら、最高裁での政治的逆転判決を喫し、もんじゅ廃炉の決定的なチャンスをつかみながら、とどめを刺せなかつた。しかし、この訴訟が闘われていなければ、もんじゅは重大事故を繰り返しながら運転を続け、破局的な事故を発生させたかもしれない。規制委員会の失格宣言も、もんじゅが長期にわたって運転できない状況を作り上げる中で、引き出されたものである。

第2部 もんじゅを廃炉に追い込んだ力と今後の課題

第1 廃炉に至るプロット

2008年3月26日には、ナトリウム漏えい検出器の誤警報が発生

同年9月9日には、屋外廃棄ダクトの腐食孔が判明

2010年5月6日から同年7月22日まで、「もんじゅ」のゼロ出力での炉心確認試験を実施

同年8月26日、「もんじゅ」の炉内中継装置を原子炉容器内に落下させる事故が発生。

炉内中継装置が落下により変形し引き抜くことができなくなった等の影響により、引き抜き・復旧工事は2012年8月8日によりやく完了。

2012年11月、「もんじゅ」では、約9千機器について点検時期を超過していたことが確認された。

原子力規制委員会は、同年12月12日、保安措置命令及び報告徴収を発出した。

原子力規制委員会は、2013年1月31日、機構から保安措置命令及び報告徴収命令に対する報告を受領。

原子力規制委員会は、2013年5月22日、前記5の保安措置命令に対する機構の報告書に関する評価及び今後の対応（「高速増殖炉もんじゅにおける点検時期超過事案に関する評価及び今後の対応について」）下記のとおり。

①機構が抱える組織的要因の問題点等根本原因が存在

②過去の分析で問題を抽出しているが現在に至るまで改善されない

③自らプラントを管理できる仕組みを構築し不具合を是正することが必要

そして、もんじゅの点検先送り事件について、合計8項目にわたる法令違反等の事実（規制法35条1項の保安措置義務違反、同法37条4項の保安規定遵守義務違反）が原子力規制委員会により認定された。

さらにこの中では、自ら点検先送りを認識し改善に取り組むことができなかったことから安全文化の劣化が認められること、もんじゅの安全確保を十分行い得る体制が整っていないこと、過去からの組織的背景要因が未だ解決されず残っていること等の機構の問題点が指摘された。

原子力規制委員会は、2013年5月29日、追加の保安措置命令及び保安措置命令を発出した。

原子力規制委員会は、2015年11月13日、文部科学大臣に対し、原子力規制委員会設置法4条2項に基づき、下記の趣旨で勧告を行った。

「貴職において、次の事項について検討の上、おおよね半年をめぐり、これらについて講ずる措置の内容を示されたい。

一 機構に代わってもんじゅの出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者を具体的に特定すること。

二 もんじゅの出力運転を安全に行う能力を有する者を具体的に特定することが困難であるならば、もんじゅが有する安全上のリスクを明確に低減させるよう、もんじゅという発電用原子炉施設の在り方を抜本的に見直すこと。」

同日、田中俊一原子力規制委員会委員長は、記者会見において、「看板の掛け替えは許容しない」と述べ、単なる名称の変更や形式的な法人格の変更のみでは前記勧告の趣旨を満たさないことを示した（甲5の2）。この勧告を受け、2016年12月21日関係閣僚会議でもんじゅの廃炉の方針が決定された。

この廃炉は、機構の不祥事による自滅のようにも見えるし、規制委員会が主導したようにも見える。しかし、長期にわたってもんじゅに運転再開ができなかったこと自体が、ナトリウム漏洩事故を契機として、もんじゅのさまざまな安全上の問題点が認識されたためである。そして、福島事故を契機として生まれた規制委員会が、軽水炉の審査においては、妥協を繰り返したものの、高速増殖炉技術についてはその困難性を自覚し、その規制を強化したためである。そのような意味では、我々の闘いこそが、もんじゅを廃炉に追い込んだ力の大きな構成要素だといえるだろう。

第2 もんじゅ廃炉と残された問題

もんじゅは1995年に数ヶ月試運転しただけで発電実績は、1億200万キロワット時、フル出力運転の15日分に過ぎない。1995年のナトリウム火災事故が起きてから、ほとんど停止したまま、ついに「廃炉」となった。その建設費と維持管理費、燃料費は1兆3300億円に達したとされる。

ついに廃炉が政府によって決定に至ったことは勝利であるが、廃炉作業と並行して何らかの研究開発をもんじゅで継続するとの考え方が示されているように見受けられる（上記の下線部分）。しかし、むしろ国の開発体制は不透明度を増し、何がどう進められるのか、皆目わからなくなっている。常陽再開の野望が語られ、もんじゅ周辺に実験炉の影がちらつき、フランスアストリッドに巨額支援をされるとされている。しかし、アストリッドはまだ影も形もない。このようなもんじゅの亡霊との闘いも残された課題である。

第3 廃炉に至る課題

廃炉が決定されたとはいえ、炉心にはプルトニウム燃料が装荷されたままである。残存するリスクを管理して、もんじゅを本当に廃炉する作業はこれから始まる。

特に、燃料の取り出しは難事業である。イギリスのPFRは、まだ燃料を取り出せていないと報じられる。放射化したナトリウムの安全な処分も困難な課題である。大洗工学センターの事故は、機構の組織にモラルハザードが起きていることを露呈させた。この組織の手によって、本当に安全に廃炉できるのか、疑問である。市民的な監視がこれまで以上に求められている。

第4 核燃料サイクル停止のために

核燃料サイクルのもう一つの要である再処理を停止させることが重大な課題である。再処理施設の最大のウィークポイントは海底活断層、敷地直下の六ヶ所断層・出戸西方断層などの断層問題である。そして、その工程がホット試験のために高いレベルの放射性物質により汚染され、原発の場合のような耐震性の強化工事を行うことが難しくなっていることである。

核兵器開発に直結するプルトニウム利用を最終的に断念させることが、核燃料サイクルとの闘いのゴールである。その意味で、プルサーマルと、フルモックス炉である大間の建設を停止させることも重要な課題である。大間原発市民訴訟の判決は年度内に予定されている。函館市訴訟も継続中である。

もんじゅ廃炉は終着点ではなく、核燃料サイクル・原発全体を止めていくための闘いの出発点としなければならない。

参考文献

- 1 原子力発電に反対する福井県民会議 『高速増殖炉の恐怖 [三訂増補版]』(緑風出版 2012)
第一次もんじゅ訴訟の訴状全文は提訴と同時に単行本として出版された。初版は1985年 増補版はナトリウム漏れ事故に関する内容を補充して1996年に再版された。2012年には最高裁判決とその後のもんじゅの状況をまとめた補章を付して三訂増補版が出版された。三訂版にはもんじゅ西村裁判の経緯もまとめられている。
- 2 福武公子 『もんじゅ』設置許可処分無効確認判決の意味するもの』科学2003年5月号
もんじゅ弁護団の事務局長であり、核物理専攻の経歴も持つ異色の理系弁護士である福武公子弁護士がもんじゅ最高裁判決を批判し、一般向けにわかりやすく解説した論文。
- 3 小林 圭二 『高速増殖炉もんじゅ—巨大核技術の夢と現実』(七つ森書館 1994)
第一次もんじゅ訴訟における専門家意見書を単行本化したもの。この主張が名古屋高裁金沢支部で認められた。
- 4 もんじゅ君 著、小林 圭二監修 『さようなら、もんじゅ君—高速増殖炉がかたる原発のホントのおはなし』(河出書房新社 2012)
福島原発事故後にまとめられた、もんじゅをめぐる最新の状況をわかりやすく解説したもの。もんじゅ君は一躍人気キャラになった。
- 5 読売新聞科学部 『ドキュメント 「もんじゅ」 事故』(ミオシン出版 1996)
もんじゅ事故の経緯が客観的に一冊にまとめられている。
- 6 小林 圭二著 『動かさない、動かさない「もんじゅ」—高速増殖炉は実用化できない』(七つ森書館 2010)
- 7 海渡雄一 『もんじゅ訴訟』(日本弁護士連合会行政訴訟センター『最新重要行政関係事件実務研究』青林書院 2006 所収)
- 8 海渡雄一 『原発訴訟』(岩波新書 2011)